

所管部課	子ども未来部 子育て支援課	部長	志村 明子		
件名	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報連携基盤（Public Medical Hub）（以下「PMH」という。）に関する規定を加えるため、改正するものである。 <p>(1) 改正理由</p> <p>ひとり親家庭等医療費助成制度を含む地方単独医療費助成制度について、個人番号カードにより電子資格確認を行い、医療機関・薬局等で受診等ができるよう、現在、国が自治体・医療機関をつなぐ情報連携基盤（PMH）を構築中である。令和8年度から、医療費助成制度の受給者が病院、診療所又は薬局において、個人番号カードを提示して診療等を受けることができるようにするため。</p> <p>また、児童扶養手当法施行令第四条第二項第一号の規定が改正され、児童扶養手当の支給の制限する場合の所得額の計算方法において、新たに特定親族特別控除が創設されたことに伴い、東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則においても同様の改正を行うため</p> <p>(2) 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部負担金の減額又は免除を受ける際の規定について所要の改正を行う。 支給の制限する場合の所得額の計算方法において、新たに特定親族特別控除を追加する。 <p>(3) 施行日 令和8年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードを提示して診療等を受けることができるようになり、市民の利便性向上につながる。また、将来的にペーパーレス化を実現できる。 東京都の実施要綱に則り、適正な制度運営を図ることができる。 					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>総務課において審査済み。 東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正は、議決済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>					